

## 交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2018賃金確定要求書の回答等について  
交渉日時 平成30年11月30日(金) 15時00分～16時40分  
交渉場所 うじ安心館 3階大会議室  
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 福井市長公室副部長 波戸瀬人事課長  
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計11人

概要	2018賃金確定要求書の回答等を行った。
組合の主張	<ul style="list-style-type: none"><li>① 持家の住居手当を廃止しないこと。本市の経過と状況にあった制度として取り扱うべきである。</li><li>② 前歴是正について改善するべきである。</li><li>③ 国は、民間給与実態調査の結果を無視して、配偶者に係る扶養手当を引き下げ、その部分を原資として子に係る扶養手当を引き上げた。子育て支援の施策であるなら、配偶者に係る扶養手当の引き下げることなく、子に係る扶養手当を引き上げるべきである。</li><li>④ 地域手当については、矛盾のある制度であるので、組合としてこだわりを持っている課題であるし、当局としても努力をしてもらいたい。</li></ul>
当局の主張	<ul style="list-style-type: none"><li>① 市民理解という観点から、本市として独自の方向性を保つことは難しくなっていると考える。</li><li>② ラスパイレス指数に与える影響は、わずかではあるが、慎重に扱うべき事柄であり、現時点において判断に踏み切れない。</li><li>③ 扶養手当については、引き続き協議が必要な課題であると認識しているが、子に係る扶養手当の引き上げだけを行うと、配偶者に係る扶養手当の分だけ全体の水準より高くなり、議会や市民の理解が得られないと考える。</li><li>④ 現時点においては、国の基準を拠り所にするしかないと考える。</li></ul>